

せいかつかい ごじぎょうしょ まつやまふく しえん じゅうよう じ こうせつめいしょ
生活介護事業所 松山福祉園 重要事項説明書

1. 事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	しゃかいふく しほうじん ふくすみかい 社会福祉法人 福角会
ほうじんしょざいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくすみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角 町 甲 1 8 2 9 番地
でんわばんごう 電話番号	0 8 9 - 9 7 8 - 5 8 5 5
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう よしの みちこ 理事長 芳野 道子

2. 事業所の概要

めい しょう 名 称	せいかつかい ごじぎょうしょ まつやまふく しえん 生活介護事業所 松山福祉園
しせつしょざいち 施設所在地	えひめけんまつやましこんげんちようこう ばんち 愛媛県松山市権現町 甲 1 4 1 番地
ししていねんがつび 指定年月日	へいせい ねん がつ にち 平成 2 4 年 4 月 1 日
じぎょうしょばんごう 事業所番号	3 8 1 0 1 0 0 5 6 4
しせつ 施設の 運営方針	りようしゃ たい じりつ しゃかいかつどう さんかおよ ちいきいこう そくしん かんてん 利用者に対し、その自立と社会活動への参加及び地域移行を促進する観点から 必要な援助及びサービスの提供を行います。
しせつ しゅるい 施設の種類	せいかつかい ごじぎょう 生活介護事業
じぎょう 事業の 目 的	じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな せいさんかつどうとう きかい 自立した 日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、生産活動等の機会 その他の身体能力又は生活能力の向上のための必要な日常生活上の支援 を行う。
しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ 知的障害者
てい いん 定 員	2 5 名
かんりしゃしめい 管理者氏名	よしの たえ 芳野 妙
さーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者	いしまる ゆうさく いましゆく まり え 石丸 雄策・今宿麻利恵
けん も の 建 物	こうぞう てつこつぞうごうきん め つ き こうばん かいだて 構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建 めんせき にゅうしょう へいほうめーとる さぎょうとう 面積 入所棟：2, 1 5 6 . 00 m ² 作業棟
でんわばんごう 電話番号	0 8 9 - 9 7 9 - 4 5 6 6
ファックス FAX	0 8 9 - 9 7 9 - 3 4 1 2
めーる メール	エムエーディユウエフユウゲイユウアットマークピーオーイーエム オーシーエヌ エヌイー ジェイビー m a t u f u k u @ p o e m . o c n . n e . j p
しせつかいせつねんまつび 施設開設年月日	しょうわ ねん がつ ひ 昭和 5 7 年 4 月 1 日
へいせいじぎょう 併設事業	しせつにゅうしよしえん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえんビーかた しゅうろうていちゃくしえん 施設入所支援・就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援・ きょうどうせいかつえんじょ たんきにゅうしよ につちゅういちじ 共同生活援助・短期入所・日中一時
だいさんしやひょうかじししきう 第三者評価実施状況	じっしじきょうきよう あり 実施状況；有 じっしねんがつび れいわ ねん がつ にち にち 実施年月日；令和 4 年 1 0 月 2 5 日・2 6 日 ひょうかきかん えひめけんしゃかいふくしきょうぎかい 評価機関；愛媛県社会福祉協議会 けつ か かい じ しゃかいふく しほうじんふくすみかい 結果の開示；社会福祉法人福角会ホームページ (https://www.hukuzumikai.com) えひめけん ほーむぺーじ 愛媛県ホームページ わむねつとほーむぺーじ WAMNETホームページ

3. 事業所の設備等の概要

① 作業棟 (単位 m^2)

てつこうぶ 鉄工部	就労移行支援	1室 (134.05)	
	就労継続支援B型	1室 (98.22)	
	生活介護	1室 (144.00)	
	事務所・食堂・休憩室	2室 (57.96)	
	男性更衣室	1室 (5.90)	
	女性更衣室	1室 (4.33)	
	男女トイレ	2室 (9.37)	
かくしゅせいひんせいぞうぶ 各種製品製造部	生活介護	1室 (53.87)	
せいかせいばんぶ 製菓製パン部	就労移行支援	1室 (40.77)	
	就労継続支援B型	1室 (77.30)	
	男性更衣室	1室 (4.20)	
	女性更衣室	1室 (5.00)	
	男女トイレ	2室 (7.93)	
はいしょくさーびすぶ 配食サービス部	就労移行支援	1階1室 (69.32)	
		2階一部 (39.50)	
	就労継続支援B型	2階一部 (44.45)	
とイレ	2室 (4.7)	更衣室	1室 (8.1)

② 利用者の寮 (単位 m^2)

室名／階	2階 (男性)	3階 (女性・一部男性)
居室 (個室)	22室(11.45～14.85)	18室(11.7～14.85)
居室収納	各居室(1.8)	各居室(1.8)
ベランダ	各居室；有	各居室；有
居室冷暖房	各居室；有	各居室；有
居室テレビ	各居室；無	各居室；無
短期入所室	1室(13.50/収納含)	1室(13.50/収納含)
娯楽室	1室(13.50)	1室(13.50)
娯楽スペース	フリースペース(13.50)	フリースペース(13.50)
浴室 1	1室(13.99)	1室(13.99)
浴室 2	1室(5.57)	1室(5.57)
脱衣室	1室(18.29/失便室含)	1室(18.29/失便室含)
トイレ・洗面・洗濯室	3室(40.65)	4室(50.05)
多目的トイレ	1室(6.78)	2室(14.42)
湯沸室	1室(5.33)	1室(5.33)
電話ボックス	1室(1.97)	1室(1.97)
喫煙室	1室(2.34)	1室(2.34)
スタッフルーム・仮眠室	1室(12.3)	1室(12.29)

③ 医務室部分 (3階 (単位 m²))

医 務 室	1 室(18.12)	静 養 室	1 室(5.70)	ト イ レ	1 室(2.73)
-------	------------	-------	-----------	-------	-----------

④ 食堂部分 (1階 (単位 m²))

食 堂	1 室 (142.66)	調 理 室	1 室 (30.46)	検 収 室	1 室 (9.52)
下処理コーナー	1 室 (10.59)	洗 浄 室	1 室 (10.87)	食 品 庫	1 室 (4.62)
準 備 室	1 室 (5.75)	休 憩 室	1 室 (12.70)	洗面所・トイレ	1 室 (4.65)

⑤ その他設備 (1階 (単位 m² 単位m²))

多目的室	1 室 (53.87)	園 長 室	1 室 (24.14)	相 談 室 1	1 室 (13.50)
相談室 2	1 室 (13.50)	事 務 所	1 室 (23.25)	支 援 員 室	1 室 (62.51)
多目的トイレ	1 室(6.97)	女性化粧室・トイレ	1 室(4.33)	男性化粧室・トイレ	1 室(8.78)
女性更衣室	1 室(7.69)	男性更衣室	1 室(4.95)	防災備品庫	1 室(13.50)
備 品 庫	1 室(6.99)	書 庫	1 室 (7.73)	階段下倉庫	3 室 (14.42)
倉 庫	1 室 (10.85)				

4. 従 業 者 の 配 置 状 況

《主な従業者の配置状況》

職 種	常 勤	非常勤	員数
管理者	1 名	—	1 名
サービス管理責任者	2 名	—	2 名
医師 (嘱 託)	—	1 名	1 名
事務員	—	2 名	2 名
調理員	4 名	1 名	5 名
栄養士	1 名	—	1 名

【就 労 支 援 移 行 支 援】

職 種	常 勤	非常勤	員数
就 労 支 援 員	2 名	—	2 名
職 業 支 援 員	1 名	—	2 名
生活支援員	1 名	—	

【生活介護】

職 種	常 勤	非常勤	員数
生活支援員	1 4 名	5 名	2 1 名
看護師	2 名	—	

【施設入所支援】

職 種	男性	女性	員数
生活支援員・看護師	1 名	1 名	2 名

5. 主な職種の勤務体制

職種	主 な 勤 務 体 制			
管理者	8：30～17：30			
支援員	通常	8：30～17：30	夜勤	14：00～翌10：00
指導員	はやで	①6：00～15：00	おそで	10：00～19：00
看護師	早出	②7：30～16：30		
栄養士	通常	8：30～17：30	おそで	11：00～20：00
	はやで	6：00～15：00		
調理員	通常	9：00～18：00	おそで	11：00～20：00
	はやで	6：00～15：00		
事務員	通常	9：00～15：30		
医師	13：00～17：00（月1回以上）			

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び支援	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、支援を行います。
排せつ	利用者の状況に応じて、適切な排せつ支援を行うとともに、排せつの自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	ご希望があれば入浴することも出来ます。
着脱衣	必要に応じて支援、確認を行います。
整容	確認等個性を尊重した適切な整容の支援を行います。
日常生活支援	日常生活全般について、支援や見守りを行います。
保健医療サービス	必要時応じて投薬その他の必要な管理、記録を行います。 月1回13：00～17：00に医務室で嘱託医による診察や健康相談を受けることができます。来園日は、お知らせします。 <当施設の嘱託医師> 氏名；細田 能希（堀江病院 精神科） 緊急時必要に応じて家族等への連絡、協力医療機関等へ搬送致します。
生産活動	生産活動『働く場』を提供します。 ①鉄工班 ②各種製品製造班 <工賃の支払> 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用できなかった場合は、あらかじめ利用者の同意を得て、居宅を訪問してサービス利用に関する相談支援を行います。
余暇支援	余暇支援の機会を提供します。

自治会活動の支援	自治会活動をサポートし、利用者の方が中心となって、行事等の立案・計画・実施を行います。
----------	---

(2) 介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事	〈食事時間〉 昼食 12:00～13:00 ※栄養士の立てる献立表により、栄養と心身の状況、希望や思考等を考慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
特別な食事	ご希望により特別な食事を提供することもできます。(要相談)
各種付き添い等	ご希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
余暇活動	創作活動及びクラブ活動・旅行等をご希望に応じて実施します。潤いのある生活を送ることができるよう支援を行います。
日常生活上必要となる支援	ご希望により行います。 (日用品・予防接種等)

＜サービスの概要＞

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただきます。なお「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の見直しを行います。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありませんので(3)利用者負担の軽減について【別表1】をご参照ください。また、障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

項目	料 金
食事（一食あたり）	事業所 568 円
	食事提供体制加算対象者 258 円
	配食サービス 370 円
特別な食事	実 費

就労に向けての支援に必要な諸経費	実 費	
嗜好品・贅沢品	実 費	
医療機関の受診	実 費	
特別な病院受診等に係る諸経費 (各種付き添い費を含む)	参加費	実 費
	交通費	
	付き添い費	(時間内) 600円
	30 分	(時間外) 700円
余暇活動 (創作活動・クラブ活動・旅行等)	実 費	
故意破損弁償代	実 費 各種保険加入者は保険補償範囲を超えた場合	
コピー費用	一枚	10円
各種証明書の発行 (在園証明書等)	一部	100円
日常生活上必要となる諸費用 (日用品・予防接種等)	実 費	

〔サービス利用を取り消し (キャンセル) した場合の食費について〕

サービス (昼食) をキャンセルする場合は、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出ください。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

例・・水曜日の食事をキャンセルする場合は、3日前が日曜日となります。土曜日・日曜日は日数に含みませんので、キャンセル料のかからないお申し出の日は前の週の金曜日となります。

食事キャンセル料 (原材料費相当額) / 日	昼食 258円
------------------------	---------

(3) 利用者負担の軽減について

〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得 (世帯の収入状況) に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

【別表1】

区 分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下である方	
低所得 2	市町村民税非課税世帯 例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入 例) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね125万円以下の収入	
一般 1	市町村民税課税世帯 (20歳未満)	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200円

〔高額障害福祉サービス費について〕

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。（償還払いの方法によります。）

（４）利用料金・費用のお支払方法

前記（１）（２）（３）の料金・費用は、当月末日精算し、ご請求いたしますので、翌々月１０日払いです。（金融機関がお休みの場合は翌営業日）

＜支払い方法＞

- ・ご指定金融機関の口座から自動引落しでお願いします。
- ・施設指定の金融機関の口座に振込んでいただく場合
 - 伊予銀行 堀江支店 普通預金 １１０６７３４
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子
 - 愛媛銀行 本店営業部 普通預金 ０９０７３３９
社会福祉法人 福角会 松山福祉園 理事長 芳野 道子

８．利用に際しての留意事項

嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合は、受診が継続的になる場合や遠方への受診等は、ご家族に協力いただく場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲 酒	成人の方は希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫 煙	成人の方は希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきます。金銭管理等につきましては、自己管理ができない方は預り金管理サービスをご利用いただけます。
動物の飼育	動物の飼育は自由ですが、他の利用者の迷惑になる恐れがあります。事前にご相談下さい。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。

９．嘱託医師及び協力医療機関等

○嘱託医師

医 師 名	科 名	所 在 地	電話番号
お ち ま り な 越智麻里奈	せいしんか 精神科・内科	まつやましふくずみちようこう 松山市福角町甲1582（堀江病院）	089-978-0783

○協 力 医 療 機 関

医 療 機 関 名	科 名	所 在 地	電話番号
堀 江 病 院	精神科・内科	松山市福角 町 甲1582	089-978-0783
矢 野 内 科	内 科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本整形外科	整 形 外 科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯 科	松山市福角 町 5 3 8 － 1 0	089-978-7677
山中内科・消化器内科	内 科	松山市内宮町558-1	089-978-7611

○受診医療機関

医 療 機 関 名	科 名	所 在 地	電話番号
愛媛大学医学部附属病院	全 科	東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	全 科	松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	全 科	松山市文京町1	089-924-1111
南松山 病院	全 科	松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
愛媛生協病院	全 科	松山市来住 町 1091-1	089-976-7001
岡 本 外 科	外科・胃腸科	松山市高木町255-1	089-978-2282
十 亀 皮 膚 科	皮 膚 科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	耳鼻科・皮膚科	松山市内宮町543-1	089-960-4111
さなだ眼科	眼 科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
酒井産婦人科	産科・婦人科	松山市内宮町512-9	089-978-3888
光澤 谷 デジタルクリニック	歯 科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	歯 科	松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
二宮 矯正 歯科	矯 正 歯 科	松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
原循環器科・内科	循環器科・内科	松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
川谷 整形 外科	整 形 外 科	松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック	てんかん外来	松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
松山 記念 病院	精 神 科	松山市美沢1-10-38	089-925-3211
和ホスピタル	精 神 科	松山市柳 原 739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	心療内科・精神科	松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
渡部泌尿器科 内科	泌尿器科・内科	松山市山越町445-1	089-922-7088

1 0. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	松本 潤
避難 訓練	消防法に定められた月1回の訓練を利用者ご本人参加の上実施

防 災 設 備	避難階段・避難口・防火戸・スプリンクラー設備・自動火災通報装置 漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具（救助袋）・誘導灯・誘導標識 防火用水・非常電源設備・消火器・備蓄品
---------	---

1.1. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

①主治医

医 療 機 関 名	堀江病院
住 所	松山市福角町甲1582
電 話 番 号	089-978-0783
主 治 医 氏 名	越智麻里奈

②ご家族緊急連絡先

氏 名	続柄
住 所	
電 話 番 号	

1.2. 要望・苦情等申立先並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望・苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

①事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏 名	住 所	でんわばんごう 電話番号
うけつけたんとうしや 受付担当者	まつやまふくしえんかちよう 松山福祉園課長	まつもと じゅん 松本 潤	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141	089-979-4566
だいさんしゃいいん 第三者委員	ふくずみかいかんじ 福角会監事	こばやし やすかず 小林 保一	まつやましよしふじ ちょうめ 松山市吉藤2丁目17-46	089-922-5265
	ふくずみかいこうぎいんせん 福角会評議員選任・解任委員	やぎ たかのり 八木 孝教	まつやましほりえちようこう 松山市堀江町甲1378-5	089-979-0405
かいけつせきにんしや 解決責任者	まつやまふくしえんえんちよう 松山福祉園園長	よしの たえ 芳野 妙	まつやましごんげんちようこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

②行政等の受付機関

機 関 名	住 所	でんわばんごう 電話番号	
えひめけん 愛媛県	ほけんふくしじぶしょうがいふくしか 保健福祉部障害福祉課	まつやましいちばんちよう 松山市一番町 4-4-2	089-941-2111
まつやまし 松山市	ふくしじぶしよ 福祉事務所・障がい福祉課	まつやましにばんちよう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
えひめけんしやかいふくしきようぎかい 愛媛県社会福祉協議会	うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	まつやましもちだまち 松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は就労継続支援B型の提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えるとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

担当名	氏名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	まつもと じゅん 潤	まつやましごんげんちょうこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することを約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

1.3. 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当名	氏名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	よし の たえ 芳野 妙	まつやましごんげんちょうこう 松山市権現町甲141	089-979-4566

(1) 従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報（利用者または家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他にもりません。

(2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応致します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

*閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報同意書」による）に基づき情報提供を致します。

(4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中に必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

わたし ほんしよめん もと 私 は本書面に基づいて、これから利用する指定生活介護事業所の重要な事項について、松山
ふくしえん しょくめい 福祉園 職名 _____ 氏名 _____ から説明を受けました。
ほんしよめん ふようぎむしやなど たちあ せつめい う ばあい たちあいにらん しょめいおういん
本書面について、扶養義務者等の立会いにて説明を受ける場合は、立会人欄に署名押印するもの
とします。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

りようしや
利用者
じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ いん
印

たちあいにん
立会人
じゅう しょ
住 所 _____

し めい
氏 名 _____ いん
印

りようしや かんけい
利用者との関係 (_____)

とうじぎょうしよ していせいかつかいごじぎょうさーびす ていきよう ほんしよめん もと じゅうようじこう
当事業所は、指定生活介護事業サービスの提供にあたり、本書面に基づいて、重要事項につい
せつめい
て説明いたしました。

じぎょうしよ
事業所
しよざいち
(所在地) えひめけんまつやましごんげんちようこう ばんち
な しょう
(名 称) ま つ や ま ふ く し えん
松 山 福 祉 園
えんちよう よしの たえ
園 長 芳 野 妙 印